



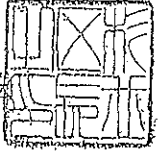
15 杉区区発第 155 号

平成 15 年 8 月 19 日

東京都知事

石原 慎太郎 様

杉並区長 山田 秀



住基ネット参加に向けた協議について

杉並区は、個人情報保護法などの成立を踏まえて、住基ネット参加保留の従来の方針を改め、将来の全員参加を前提とした段階的参加方式として国も認めたいいわゆる横浜方式により参加することとし、平成 15 年 6 月 25 日付け 15 杉区区発第 94 号をもって、すみやかな接続に向けた協議の申出を貴職に対して行ったところです。杉並区としては、東京都からの資料の要望などには積極的にお答えし、杉並区の方針に対するご理解をいただけるよう、誠心誠意対応してきたところでございますが、すでにほぼ 2 か月を経過しながらも、東京都や、東京都を通じた国の見解をお示しいただくには至っておりません。

このままいたずらに日時を経過することは、住基法に反するばかりでなく、区民の中に新たな混乱を招くことにもなりかねません。杉並区が、従来の参加保留から参加へという大きな方針の転換を行ったことをご理解いただき、いわゆる横浜方式による早期の参加実現に向け、協議を進めていただけますようお願い申し上げます。

なお、協議の進展に期待しつつも、あわせて、住民票コードの全区民送付や非通知希望者の意向調査、また、住基カード発行手数料などを定める事務手数料条例の一部改正や職員等への罰則を定める個人情報保護条例の一部改正など、いわゆる横浜方式による参加の具体的な準備に入ることを検討していることを、ご報告します。